10.公的年金等の受給者の扶養親族等申告書(扶養親族等申告書)について

- ℚ1 扶養親族等申告書が送られてきましたが、提出する必要はありますか。
- 大養親族等申告書は信用金庫年金から支払われる年金見込額が源泉徴収の対象となる方 (65歳未満の場合は108万円以上、65歳以上の場合は80万円以上)に送付しています。 源泉徴収される所得税等に対し、人的控除を受けるためには申告書の提出が必要です。
 - ※人的控除に該当しない方*は、申告書を提出する必要はありません。 (提出をしなくても基礎的控除が適用されます)

A.3

- *受給者本人が障害者・寡婦(寡夫)等に該当せず、控除対象になる配偶者または扶養親族がいない方
- ◎② 申告内容が前年から変更がない場合でも、扶養親族等申告書を提出する必要がありますか。
- ▲2 昨年と申告内容が変わらない場合でも、人的控除を受ける場合は提出が必要になります。
- Q3 扶養親族等申告書の提出を忘れてしまった場合や、提出後に申告内容の変更が生じた場合、 扶養親族等申告書を提出した方がよいですか。
 - ●扶養親族等申告書の提出を忘れてしまった場合は、提出期限後に提出いただくことも可能ですが、申告内容が反映した源泉徴収税額となるのは、手続完了後の支払分からの適用になります。ただし、年間の所得税および復興特別所得税の額に過不足分が発生する可能性があるため、翌年に確定申告が必要となる可能性があります。確定申告を行われるのであれば、最終的に源泉徴収税額と確定年税額の調整が行われますので、扶養親族等申告書をご提出いただく必要はありません。
 - ●扶養親族等申告書を提出後に申告内容の変更が生じた場合は、再度提出いただく必要はありません。既に提出いただいている内容で源泉徴収されるため、確定申告にて所得税の過不足分の精算を行ってください。